

工業所有権審議会運営規程

平成13年2月20日制定

平成15年6月10日改正

(審議会の招集)

第1条 工業所有権審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集するときは、その期日の5日前までに、日時、場所及び付議事項を記載した書面を委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員に送付しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 委員の半数以上の者から付議事項を示して審議会の招集の要求があったときは、会長は、これを招集しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第2条 会長は、必要があると認めるときは、委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

2 議事に関係のない臨時委員及び専門委員並びに試験委員は会長の承認を得て、審議会に出席し、意見を述べることができる。

(議事参与の制限)

第3条 委員、臨時委員及び専門委員は、審議会の決するところにより、自己に関係のある事項については、その議事に加わることができない。

(緊急議案)

第4条 審議会は出席した委員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(審議会の公開)

第5条 審議会は、原則として、会議、議事録及び議事要旨を非公開とする。

(意見提出手続)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、書面又はこれに代替する手段により専門家及び利害関係人その他広く国民から意見の提出を求めるものとする。

2 審議会は、関係する議題の審議に当たり、提出された意見を参考にするものとする。

(意見書)

第7条 会長は、審議会が経済産業大臣又は特許庁長官から意見を聴かれた事案について審議会の議決があったときは、遅滞なく、意見書を作成するものとする。

(分科会の議決)

第8条 弁理士審査分科会（以下「分科会」という。）の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

第9条 第1条から第5条までの規定は、分科会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分科会長」、第1条第2項及び第2条第1項中「委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「分科会に属する委員並びに分科会に属する臨時委員及び専門委員のうち議事に関係のある者」、第1条第3項及び第4条中「委員」とあるのは「分科会に属する委員及び臨時委員」、第2条第2項中「議事に関係のない臨時委員及び専門委員」とあるのは「分科会に属さない委員、臨時委員及び専門委員並びに分科会に属する臨時委員及び専門委員のうち議事に関係のない者」、第3条中「委員、臨時委員及び専門委員」とあるのは「分科会に属する委員、臨時委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(部会の設置)

第10条 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会）は、その議決をもって部会を置くことができる。

(部会の議決)

第11条 部会の議決は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）の同意を得て、審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会）の議決とすることができる。ただし、次の各号に掲げる事項に係るものを除く。

- 一 特許法、実用新案法及び意匠法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
- 二 不正の手段によって弁理士試験及び特定侵害訴訟代理試験を受け、又は受けようとした者に対する処分及び弁理士の懲戒の処分に関し、弁理士法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項

第12条 第1条から第5条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」、第1条第2項及び第2条第1項中「委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属する委員、臨時委員及び専門委員」、第1条第3項及び第4条中「委員」とあるのは「部会に属する委員及び臨時委員」、第2条第2項中「議事に関係のない臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属さない委員、臨時委員及び専門委員」、第3条中「委員、臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属する委員、臨時委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(付託)

第13条 会長は、審議会が経済産業大臣又は特許庁長官から意見を聴かれた場合において、必要があると認めるときは、意見の聴取に係る事案を分科会又は部会に付託することができる。

(小委員会等)

第14条 分科会(部会に置かれる小委員会その他の機関にあっては、部会)は、その議決をもって小委員会その他の機関(以下「小委員会等」という。)を置くことができる。

2 小委員会等に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長(部会に置かれる小委員会等にあっては、部会長。次項において同じ。)が指名する。

3 小委員会等に小委員長その他の長(以下「小委員長等」という。)を置き、当該小委員会等に属する委員及び臨時委員(以下「当該小委員会等に属する委員等」という。)の互選で選出される者又は当該小委員会等に属する委員及び臨時委員のうち分科会長の指名する者がこれにあたる。

4 小委員長等は、当該小委員会等の事務を掌理する。

5 小委員長等に事故があるときは、当該小委員会等に属する委員等のうちから小委員長等があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 小委員会等は、当該小委員会等に属する委員等の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

7 小委員会等の議事は、当該小委員会等に属する委員等で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、小委員長等の決するところによる。

8 小委員会等の議決は、小委員長等が委員である場合に限り、分科会長(部会に置かれる小委員会等にあっては、部会長)の同意を得て、分科会(部会に置かれる小委員会等にあっては、部会)の議決とすることができる。ただし、第11条各号に掲げる事項に係るものを除く。

第15条 第1条から第5条までの規定は、小委員会等に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「小委員会等」、「会長」とあるのは「小委員長等」、第1条第2項及び第2条第1項中「委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「小委員会等に属する委員、臨時委員及び専門委員」、第1条第3項及び第4条中「委員」とあるのは「小委員会等に属する委員及び臨時委員」、第2条第2項中「議事に関係のない臨時委員及び専門委員」とあるのは「小委員会等に属さない委員、臨時委員及び専門委員」、第3条中「委員、臨時委員及び専門委員」とあるのは「小委員会等に属する委員、臨時委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(運営規程の改正)

第16条 会長は、審議会の議決をもって、この運営規定を改正することができる。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。